

○財務省告示第九十八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十五年三月三十日

財務大臣 麻生 太郎

輸入統計品目表の輸入統計品目表の解釈に関する通則の備考2中「辨々々」を「辨々々」に改める。